

いきいき長寿プランふじさわ 2023

概要版

藤沢市高齢者保健福祉計画
第8期藤沢市介護保険事業計画

一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ



2021年(令和3年)3月

藤沢市

はじめに

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、現在、わが国の4人に1人以上が高齢者（65歳以上の方）、7人に1人以上が75歳以上の方となっており、世界でも類を見ない超高齢社会を迎えております。今後も、高齢化は着実に進むと見込まれており、団塊ジュニア世代の方が高齢者となる2040年（令和22年）には3人に1人以上が高齢者、5人に1人以上が75歳以上と見込まれ、2040年（令和22年）を見据えた課題への対応を今から進めていく必要がございます。



また、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症が全世界に蔓延し、これまでの日常生活を大きく覆す事態が生じました。この環境の変化は高齢者の皆さまにとって重くのしかかっているため、コロナ禍における新しい生活様式を意識した取組や活動支援が大切であると考えております。

このような状況の中、人生100年時代を見据え、誰もが安心して、より長く元気に暮らせるよう、「介護」・「医療」・「予防」・「生活支援」・「住まい」を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進すると共に、新しい生活様式に基づく施策を展開していくことが必要となっております。

そのためには、支えあう地域社会の実現に向け、地域に根ざした活動を展開している多様な方々と連携し、それぞれの役割を担いながらマルチパートナーシップによる取組を推進することが重要であると考えております。

これらを踏まえ、藤沢市ではまちづくりコンセプトの1つとして、「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち」（インクルーシブ藤沢）を掲げ、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して暮らし続けることができるよう、交流の場づくりや担い手づくりを推進するとともに、人と人との世代や分野を超えて地域を共に創っていく地域共生社会をめざし、複雑化・複合化した地域生活課題を解決するための包括的な支援体制と多機関協働でのネットワークの構築をより一層進めていくこととしております。

本計画では、すべての市民を対象とする「藤沢型地域包括ケアシステム」の基本理念のもと、理想とする高齢社会像を「一人ひとりの想いに寄り添えるまち ふじさわ」とし、4つの基本理念と8つの基本目標を掲げ、施策を展開してまいります。

今後とも、「郷土愛あふれる藤沢」の実現をめざしたまちづくりに向け、すべての市民が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、熱心にご議論いただいた藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、ご協力いただいた関係者の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

2021年（令和3年）3月

藤沢市長 鈴木 恒夫

1. 計画の概要

(1) 2025年、2040年を見据えた計画策定

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成29年推計。出生中位（死亡中位）推計）によれば、2025年（令和7年）には、前期高齢者が1,497万人（総人口比12.2%）、後期高齢者が2,180万人（総人口比17.8%）となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）には、さらに後期高齢者が増加し、2,240万人（総人口比20.2%）となる見込みです。また、介護サービスニーズの高い85歳以上人口の急速な増加も見込まれています。さらに、19歳以下の将来推計人口は、2025年（令和7年）には、1,943万人（総人口比15.9%）となり、2040年（令和22年）には、1,629万人（総人口比14.7%）と著しく減少していくことが見込まれています。

そのような人口構造の変化が予測されるなか、国や県では、2025年（令和7年）を見据えて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」が包括的に提供される社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進が進められてきました。

今後、人口構造の急激な変動が見込まれるなか、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係から、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会」の実現をめざすことが必要となっています。

◆◆◆地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現◆◆◆

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らすために、「介護」「医療」「予防」「生活支援」「住まい」を包括的に提供できる仕組みです。

地域包括ケアシステムでは、高齢者本人の尊厳が守られ、希望に沿った「住まい方」が確保されていることが必要です。

そして、その住まいにおいて、心身の状態などに応じ、インフォーマルな支援を含め、様々な「介護予防・生活支援」を活用しながら、安定した日常生活を送れるよう、支援することが基本となります。

また、必要に応じて、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」のケアが一体的に提供できることが必要です。

さらに、その前提として、本人や家族が在宅生活を選択することの意味を理解し、その心構えを持つことが重要です。



出典：厚生労働省資料

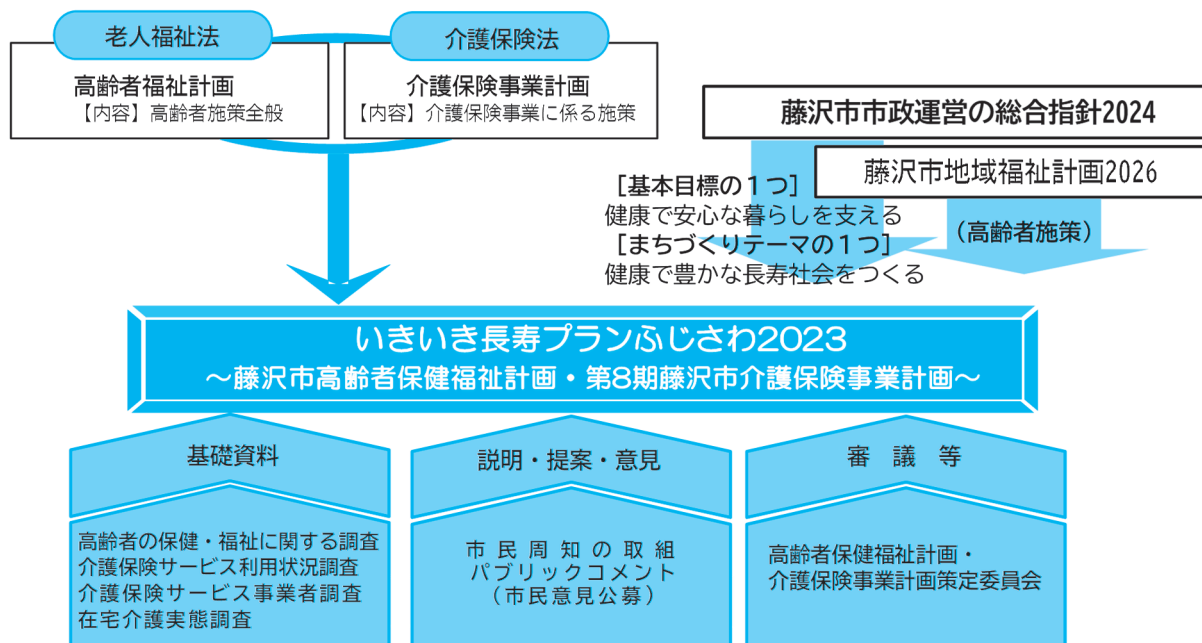
(2) 計画の性格

本計画は、老人福祉法に基づく計画（高齢者保健福祉計画）と、介護保険法に基づく計画（介護保険事業計画）を一体のものとして策定した行政計画です。

高齢者保健福祉計画は、高齢者福祉サービスの提供、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進、地域の中で明るく心豊かに暮らせる環境づくりなど、基本的な高齢者施策分野の政策目標を示すとともに、その実現に向けて取り組むべき施策全般を盛り込んだ計画です。

介護保険事業計画は、要介護・要支援者等の人数を踏まえ、必要とされるサービスの見込量、介護サービス基盤の整備目標、各種事業の円滑な実施など、保険給付や地域支援事業の円滑な実施に関する方策を盛り込んだ計画です。

また、基礎資料とするための様々な調査を実施するとともに、パブリックコメント（市民意見公募）を行い、広く市民の皆様からご意見をいただきました。さらに、藤沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、本計画の内容を審議し、計画を策定しました。



(3) 計画の期間

本計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。計画期間の最終年度である令和5年度には見直しを行い、次年度以降の計画を策定する予定です。

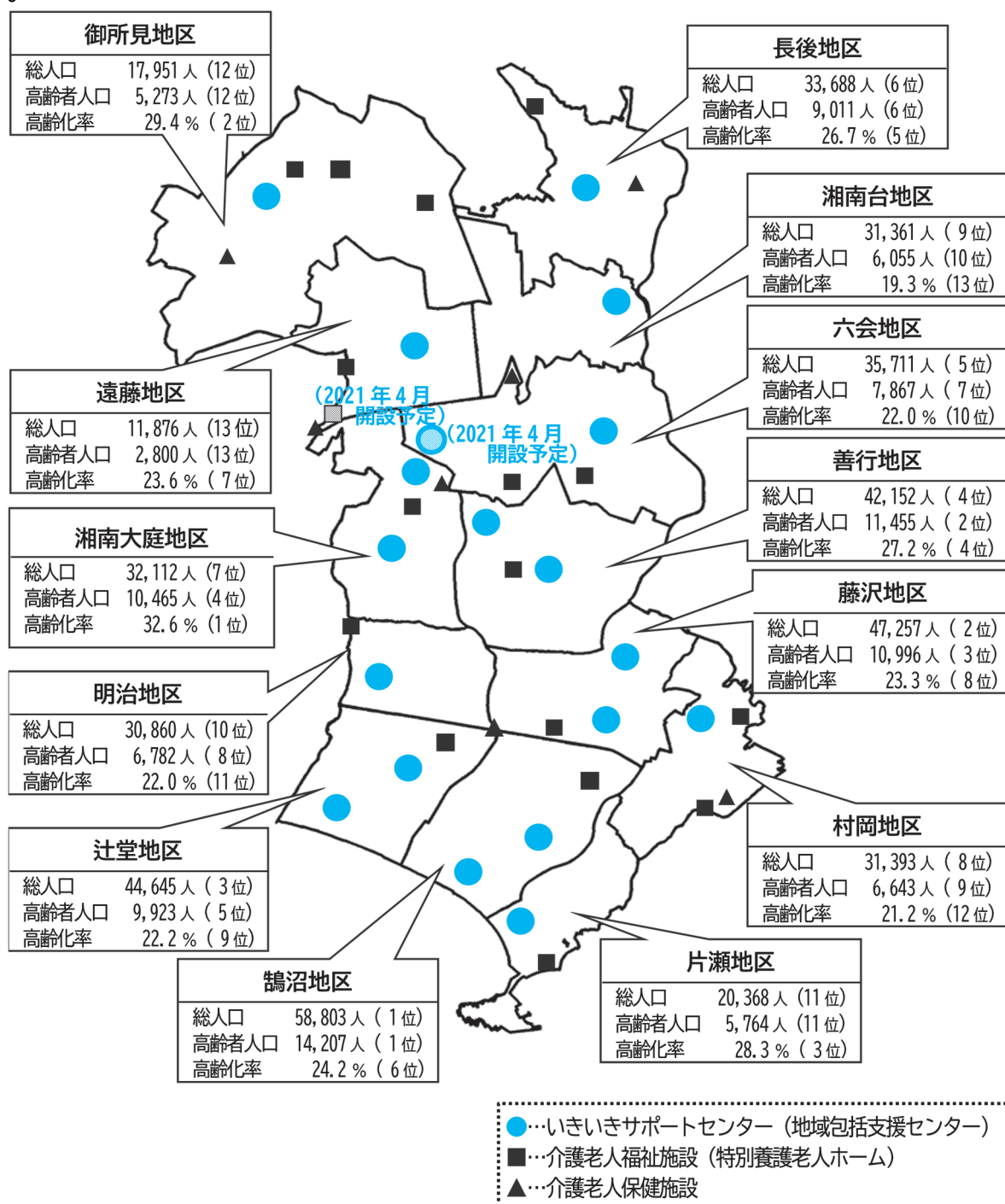
また、本計画は、すべての団塊の世代が75歳以上に達する2025年（令和7年）をめざした地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年（令和22年）の双方を念頭に、中・長期的に高齢者人口や介護サービスニーズを見据えつつ、各種取組を実施していきます。

| 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---|-------|--------------------------------------|---|-------|-------|-------------------------------------|-------|--|-------|
| 藤沢市市政運営の 総合指針 2020 (平成 29 年度～令和 2 年度) | | | 藤沢市市政運営の 総合指針 2024 (令和3年度～令和6年度) | | | | | | |
| いきいき長寿プラン ふじさわ2020 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第7期藤沢市介護保険事業計画) | | | 【本計画】 いきいき長寿プラン ふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画) | | | 藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第9期藤沢市介護保険事業計画 | | 藤沢市高齢者保健福祉 計画・第10 期藤沢市介 護保険事業 計画 | |
| 藤沢市地域福祉計画 2020 (平成 27 年度～令和 2 年度) | | | 藤沢市地域福祉計画 2026 (令和 3 年度～令和 8 年度) | | | | | | |
| ふじさわ障がい者プラン 2020 「きらり ふじさわ」 ふじさわ障がい者計画 (平成 27 年度～令和 2 年度) | | | ふじさわ障がい者プラン 2026 ふじさわ障がい者計画 (令和 3 年度～令和 8 年度) | | | | | | |
| 第5期ふじさわ障がい福祉計画 (平成 30 年度～令和 2 年度) | | | 第6期ふじさわ障がい福祉計画 (令和 3 年度～令和 5 年度) | | | | | | |
| 第1期ふじさわ障がい福祉 計画 (平成 30 年度～令和 2 年度) | | | 第2期ふじさわ障がい福祉 計画 (令和 3 年度～令和 5 年度) | | | | | | |
| 藤沢市子ども・子育 て支援事業計画 (平成 27 年度～令和元年度) | | 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度) | | | | | | | |
| 元気ふじさわ健康プラン <藤沢市健康増進計画 (第2次)> (平成27年度～令和6年度) | | | | | | | | | |
| 第2期藤沢市国民健康保険データヘルス計画 (平成 30 年度～令和 5 年度) | | | | | | | | | |
| 第7次神奈川県保健医療計画 (平成 30 年度～令和 5 年度) | | | | | | 第8次神奈川県保健医療計画 (令和 6 年度～令和 11 年度) | | | |
| 神奈川県高 齢者居住安 定確保計画 (平成 27 年度～ 平成 30 年度) | | 神奈川県高齢者居住安定確保計画 (令和元年度～令和10年度) | | | | | | | |

(4) 日常生活圏域の設定と現状

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区の地区割りを基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13地区を日常生活圏域として設定します。



※ 住民基本台帳に基づく。2020年（令和2年）10月1日現在。

2.

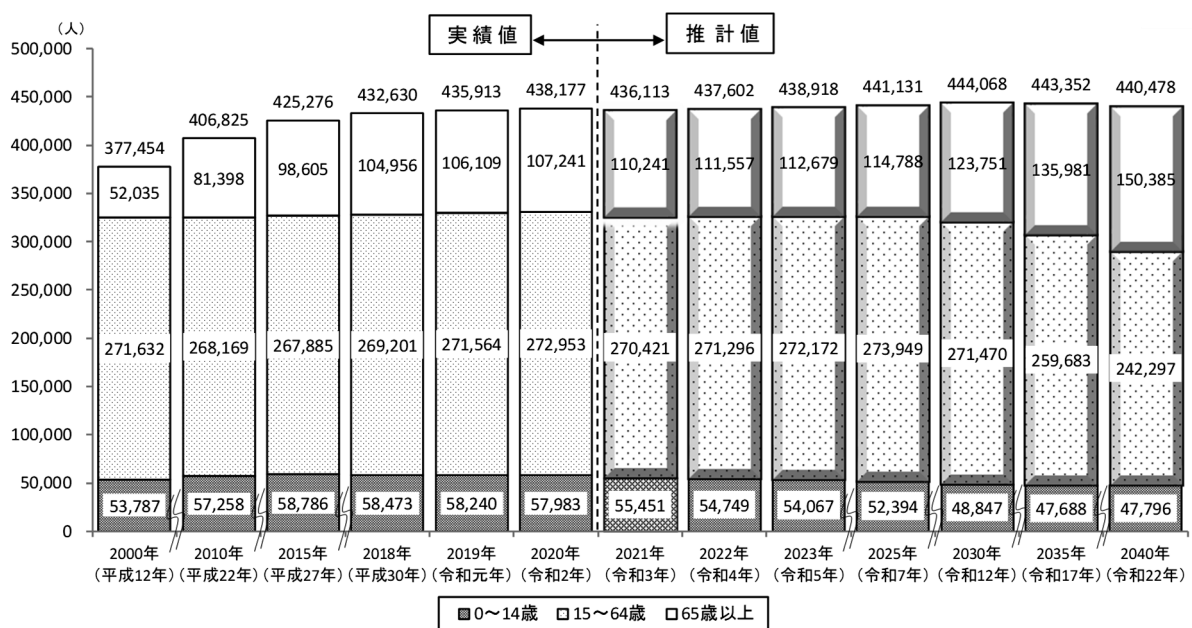
高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢化の状況

① 藤沢市の総人口の動向と今後の見通し

住民基本台帳によれば、本市の総人口は、2020年（令和2年）10月1日現在、438,177人となっており、年々増加傾向にあります。

国勢調査に基づく推計によれば、本市の総人口の今後の見通しは、2030年（令和12年）に444,068人でピークを迎え、その後は減少に転じる見込みです。



※ 令和2年度までは、住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

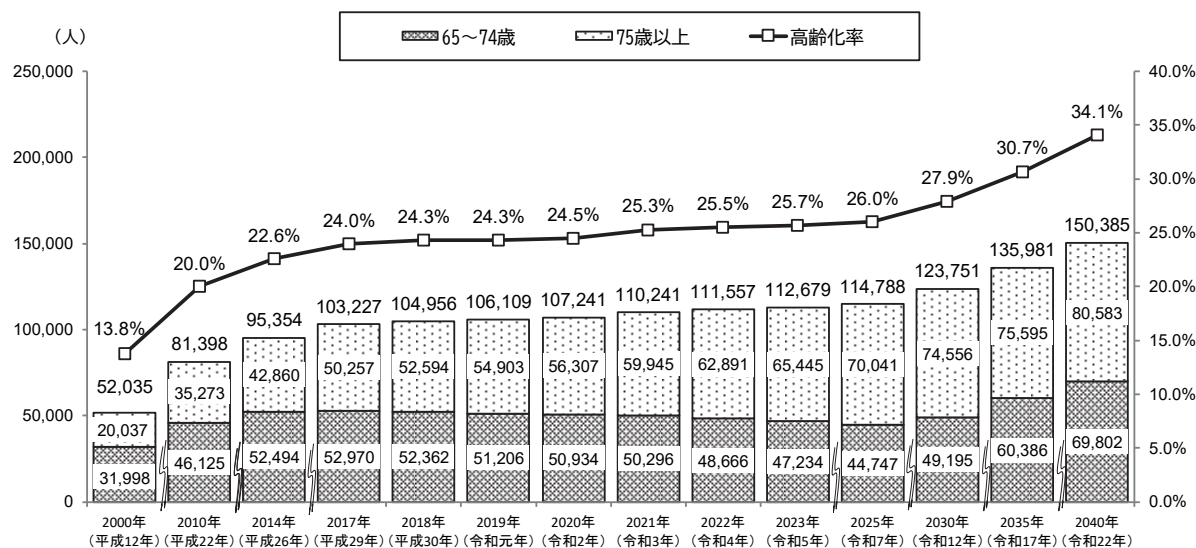
※ 令和3年度以降は、平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用（平成27年国勢調査に基づく推計値）。
 各年10月1日現在。

② 高齢化の動向と今後の見通し

住民基本台帳によれば、本市の高齢者人口（65歳以上人口）は年々増加傾向にあり、2013年（平成25年）には高齢化率が21%を超え、超高齢社会といわれる都市となりました。

2020年（令和2年）10月1日現在、高齢者人口は107,241人、高齢化率は24.5%で、約4人に1人が高齢者となっています。

今後も高齢化は進行し、2035年（令和17年）には高齢化率は30.7%と3割を超え、2040年（令和22年）には34.1%となり、約3人に1人が高齢者となると見込まれます。

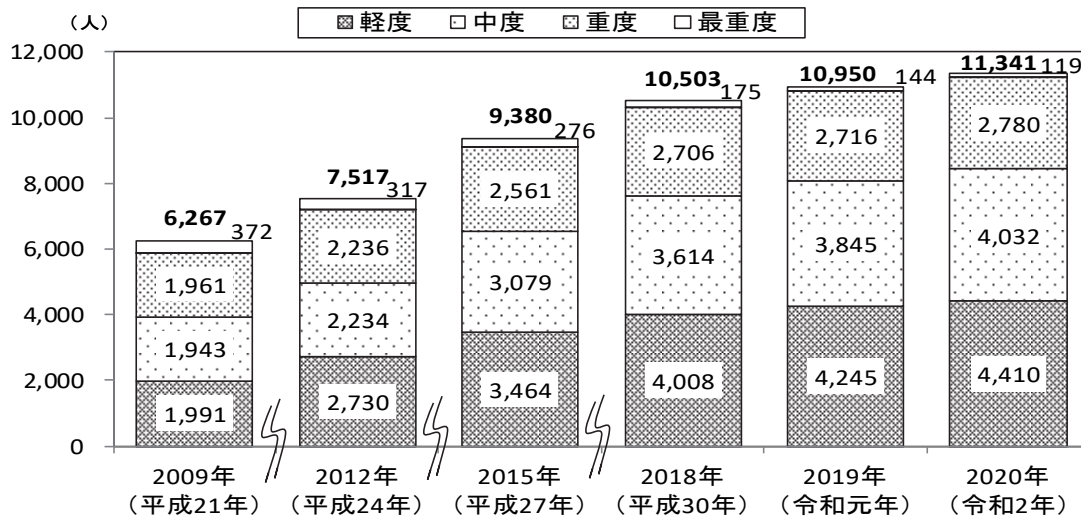


※ 令和2年度までは、住民基本台帳に基づく人口。各年10月1日現在。

※ 令和3年度以降は、平成29年度 藤沢市将来人口推計から引用（平成27年国勢調査に基づく推計値）。各年10月1日現在。

③ 認知症高齢者の動向

介護保険認定調査の「認知症高齢者の日常生活自立度」により、認知症があると認められた高齢者数は、2020年（令和2年）9月末現在で11,341人となっており、毎年増加傾向にあります。



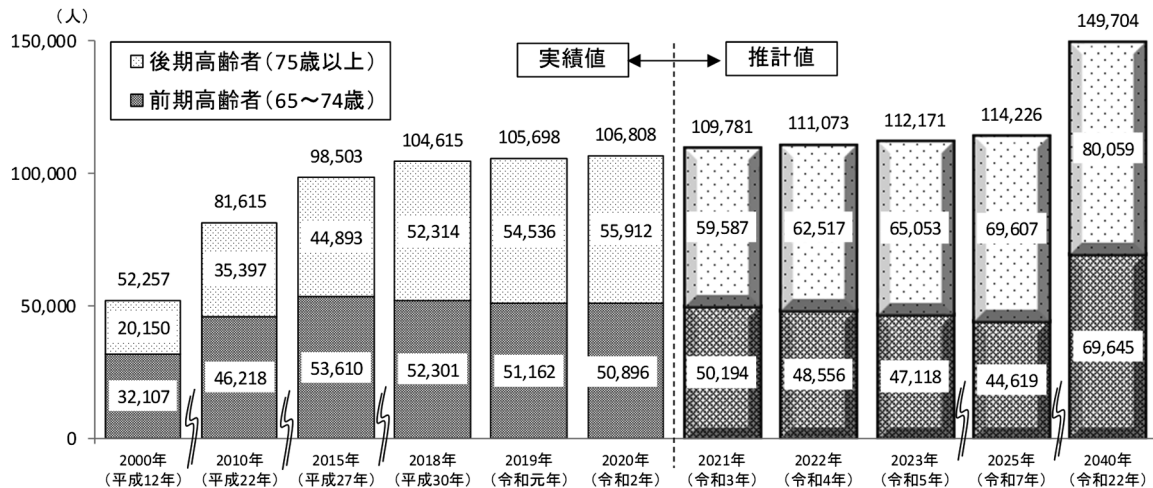
※ 2012年（平成24年）までは各年度末現在。2015年（平成27年）以降は9月末現在。

※ 住所地特例該当者を含む。

(2) 介護保険を取り巻く状況

① 第1号被保険者の推移と今後の見通し

本市の第1号被保険者数は、2020年（令和2年）9月末現在、106,808人となり、前年に比べて1,110人増加しています。第1号被保険者数は今後も増加を続け、2025年（令和7年）には114,226人、2040年（令和22年）には、149,704人となる見込みです。

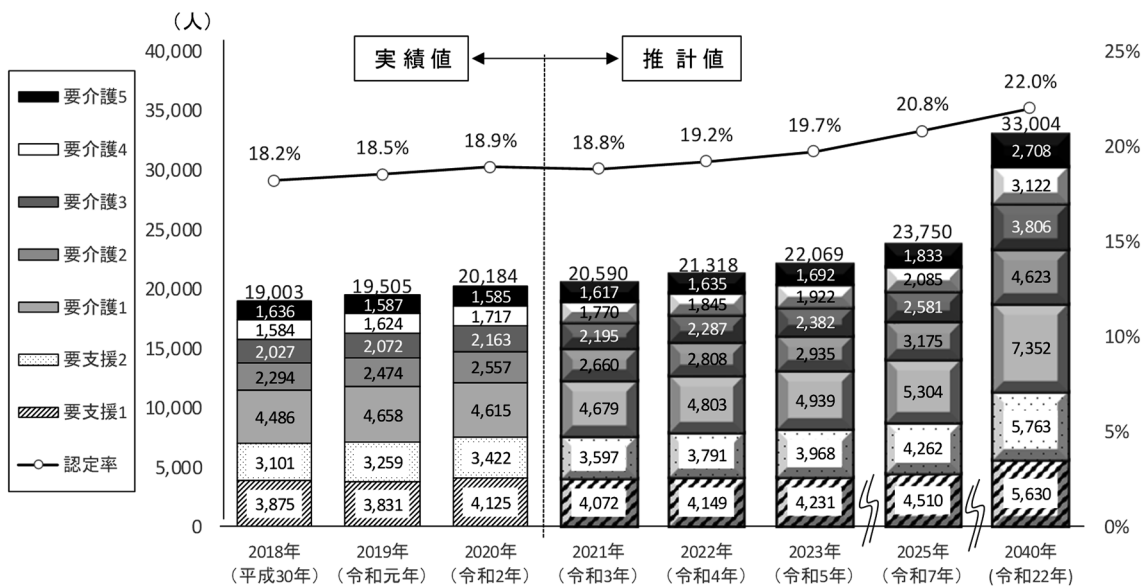


※各年10月1日現在。2021年(令和3年)以降は推計値。

② 要介護・要支援認定者の推移と今後の見通し

本市の要介護・要支援認定者数（第2号被保険者を含む）は、高齢者数の増加に伴い年々増加し、2020年（令和2年）9月末現在、20,184人となっています。

今後も増加傾向は継続し、第8期計画の最終年度である2023年（令和5年）には、22,069人、2040年（令和22年）には、33,004人となる見込みです。



※各年9月末現在。2021年(令和3年)以降は推計値。

(3) 社会情勢等を踏まえた新たな課題

■高齢者の社会参加に対する期待

超高齢社会において、高齢者は「支えられる人」であるというこれまでの一般的な関係性から、意欲がある高齢者については、その社会参加を通じて高齢者の生活支援の担い手として自らが地域を「支える側」として活躍することが期待されています。

■健康寿命の延伸に向けた取組の必要性

健康寿命の延伸に向けては、高齢者対象の介護予防とともに、若い頃からの生活習慣病予防や健康づくりへの取組を意識して継続していくことが大切です。

また、高齢期においては、いきいきと活動する場としての地域活動への参加や多様な就業機会の確保なども求められています。

■自立支援・重度化防止に向けた取組の仕組みづくり

高齢者一人ひとりが、自立した生活を送ることや、たとえ要支援・要介護状態になっても、その状態をさらに悪化させないことは大変重要なことです。

高齢者自身が生活の中で、生きがいや目標を持ち、それに向けて持てる力を最大限に生かすことができるような支援が求められています。

■相談機能の強化・支援体制の充実

いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする身近な相談機関と、各福祉分野の相談支援機関、市民活動団体等が相互に関りを持ち、当事者の意思、自己決定を尊重しながら、保健・医療、権利擁護、住まいなどについて、多機関・多職種が連携した包括的な相談支援体制を充実することが求められています。

(4) 取り組むべき重点的事項

前計画「いきいき長寿プランふじさわ 2020」の取り組むべき重点的事項は、地域包括ケアシステムの深化・推進を掲げ進めてきました。

本計画では、地域包括ケアシステムを更に広げ、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスなどの提供に向けた取組を進める必要があります。

そのため、前計画の取り組むべき重点的事項を継続課題として継承するとともに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正に対応する取組を、本計画の基本目標として位置づけることで、引き続き、重点的に取り組んでいきます。

3. 基本構想

(1) 理想とする高齢社会像

高齢者人口の変化に伴う高齢化率などの推移、社会情勢を踏まえ、本市では、前計画の考えを継承しつつ、地域包括ケアシステムの推進をめざし、理想とする高齢社会像を次のとおり掲げ、様々な施策を推進していきます。

理想とする高齢社会像

一人ひとりの想いに
寄り添えるまち ふじさわ

一人ひとりの 想いに寄り添えるまち ふじさわ

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、若い頃からの社会とのつながりを意識したフレイル予防を推進していくことが重要です。そして、福祉・介護・医療が連携して、できる限り自立した生活が継続できるよう支援するとともに、一人ひとりの想いに寄り添い、その人らしい暮らしを支えていくことが必要であり、そのための市民への ACP の普及啓発や多職種連携、多機関協働を進めていきます。

また、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を活かし、趣味の活動や地域活動などに主体的に参加することで、高齢者が地域のなかでいきいきと活躍する健康なまちを引き続きめざしていきます。

(2) 基本理念

理想とする高齢社会像をめざし、新たな生活様式の中で地域包括ケアシステムを推進するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、自立できる高齢者を増やしていくとともに、支援を必要とする人への包括的な支援やサービス提供体制を深化・推進する必要があります。

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし、「自助」を基本としながら、「互助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせることが重要であり、特に、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することから、多様化する生活支援ニーズに対応するため、新たな生活様式の中での「自助」「互助」を軸とする地域の支えあいも重要になります。

また、「公助」を担う行政の役割としては、「自助」、「互助」の取組を支えるとともに、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的サービスの提供基盤の整備や専門性の強化、相談支援体制の充実について、責任を持って取り組むことが必要です。

本市の理想とする高齢社会像を実現していくために、健康寿命日本一をめざすとともに、前計画の「自助・互助・共助・公助」の概念を理念化した4つの基本理念を引き続き、継承していきます。

(1) いつまでも健康であり続けることができるよう支援します

ますます進展する超高齢社会において、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）が目前に迫り、その具体的な取組の実施や、高齢者人口がピークを迎える2040年問題を見据え、特に元気で意欲ある高齢者が自ら地域の担い手となった地域づくりが求められています。

このためにも、高齢者がいつまでも元気に自分らしく暮らせるよう、持続可能な医療保険制度の改定に基づいた「健康づくり」や「介護予防」を重視した施策を展開し、元気な高齢者が地域を支える側として、地域で活躍できる支援を行います。

(2) 身近な地域で自立した生活が継続できるよう支援します

高齢者が、これまで培った知識と経験を活かした社会参加ができ、住み慣れた地域で新たな生活様式を認識する中で、暮らし続けられる仕組みが必要です。

高齢者の心身の健康を保持し、介護が必要になっても、必要なサービスを受けながら、その人の能力に応じて自立した生活が継続できるよう支援していきます。

(3) 市民と行政が協働し、支えあう地域社会を実現します

支援する側もされる側も、すべての高齢者が、お互いの役割を認めつつ、支えあう中で、住み慣れた地域で暮らし続けられることが重要です。

地域における多様な生活ニーズに的確に対応するためには、マルチパートナーシップによる多様な主体が互いに協働する取組を推進し、支えあう地域社会を実現していきます。

(4) 個人の尊厳と主体性を尊重します

個人の主体性を尊重し、認知症になっても、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らせる地域づくりや、終末期の過ごし方や医療などに関して希望に添った支援をすることは大切な視点です。

個人の人生の目標や生きがいを大切にした支援を行います。

(3) 基本目標

本市の理想とする高齢社会像の実現に向けて、次の8項目を基本目標に掲げ、重点的に取り組み、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

今後、ますます増加する高齢者が、住み慣れた地域で元気に安心して暮らし続けていくためには、一人ひとりに合った地域での関わりを続けられるようにしていくことが大切であり、その生活の中での社会参加への貢献や生きがいづくりにつなげていくことで、いきいきと活動する高齢者が増加することが望ましい姿であると考えます。

日常から自立の継続に向けた意識の向上を図るとともに、健康づくりや介護予防などの共助、居場所やボランティア活動など様々な社会参加による互助、それらを支える公助としての仕組みづくりを関係機関と連携を図りながら進めていきます。

基本目標2 認知症施策の総合的な推進

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として地域で共に生きていくことが求められています。

今後も、認知症の人の視点を大切に、若い世代、企業も含む様々な対象へ、認知症に対する普及啓発を推進していきます。

また、認知症・軽度認知障がい(MCI)が疑われる場合には、早期に受診し、支援につなげるために、関係機関が有機的に連携した支援体制づくりを推進していきます。

さらに、介護者の負担軽減のために、介護サービスの活用や、認知症カフェ、家族教室、家族同士のピア活動の支援などの取組の充実を図っていきます。

認知症の予防については、高齢者が集う身近な場で、認知症予防に資する活動を推進していきます。

基本目標3 介護予防と健康づくりの推進

『ヘルスケア・コミュニティケア』（「地域活動など、積極的な社会参加は地域の活性化につながり、人とのかかわりが個人の健康にもつながる。」）視点で、引き続き、参加型の介護予防と、社会参加の場としての居場所づくりに取り組みます。

また、「居場所づくり（社会参加）」という「集う」ことにこだわらない、「出番づくり（社会的役割）」として、高齢者個人の得意分野を生かした役割を活用した取組を進めます。

さらに、フレイル予防に着目し、高齢者の生きがいづくりとしての居場所のほか、専門職が介護予防のプログラムを実施する場や、身近な地域で気軽に参加でき、地域でのお互いの見守りにもつながる公園体操などの地域活動を充実させていきます。

基本目標4 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実

日常生活におけるサービスの提供に加え、医療及び介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加することに対応するため、医療・介護及び福祉の連携による支援体制づくりが必要です。

医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護及び福祉が連携・協力した一体的な支援体制づくりを進め、高齢者の地域での日常生活を支援します。

基本目標5 介護保険サービスの適切な提供

今後の介護サービス基盤の整備においては、高齢者人口はもとより、地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点をもって進めていく必要があります。

そして、計画的な基盤整備を進めるにあたっては、慢性的に不足している介護人材の確保が必要不可欠であり、介護現場における職員の定着や生産性向上も視野に入れた支援の促進を図る必要もあります。

計画的に基盤整備を進めるとともに、事業所指導、ケアプラン点検などの強化による介護保険事業の適正な運営を推進し、適切なサービスが提供される体制づくりをめざします。

基本目標6 安心して住み続けられる環境の整備

多様化する高齢者のライフスタイルに応じた住まいの確保支援において、民間の空き家・空き室を活用する居住環境の確保について住宅政策と連動した取組が求められています。

地域のつながりや生活環境のニーズに応じた施策を展開するとともに、高齢者や介護する家族の孤立化・孤独化を防ぎ、それぞれが地域の中で安心して住み続けられる仕組みをつくっていきます。

基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくためには、社会構造や生活環境の変化に応じた、地域の生活圈域ごとの様々な課題に対応する相談体制の充実が求められます。

今後、複雑・複合化する支援ニーズや地域課題に対応するため、13圏域における断らない相談体制のさらなる強化に加え、高齢・障がい・子ども・困窮等、各制度の相談支援事業を一体的に行う重層的支援体制の整備など、地域づくりに向けた支援を強化していきます。

基本目標8 非常時(災害・感染症等)の対応

平常時からの顔の見える関係づくりや、多様な主体と協働した見守りの取組などの地域づくりは、災害時などの非常時の助け合いにつながります。

災害に対する各自の「備え」についての普及啓発を行い、「取り残さない、取り残されない」コミュニティ、「見守り上手・見守られ上手」のまちづくりを推進します。

また、新型コロナウイルス感染症等の蔓延時には、外出や人とのかかわりが遮断される状況になることから、「新しい生活様式」に基づいた個々による生活意識の改革と、様々な工夫が必要になります。

今後、あらゆる関係部門と協議、連携を図るなかで、感染予防、拡大防止に配慮した助け合いの地域づくりを進めるとともに、介護予防、要介護の重度化防止、医療・介護連携の推進などに取り組んでいきます。

